

第2部 環境の保全



「第28回環境を考えるポスター展」入賞作品より

1 啓 発

(1) 環境教育活動支援事業

平成 18 年(2006 年)に環境教育事業を推進するため、新日鉱ホールディングス株式会社(現ENEOSホールディングス株式会社)からの寄附金をもとに設置した「日立市環境教育基金」を活用した補助事業。

令和 3 年度(2021 年度)の状況

ア 補助団体：25 団体 こどもエコクラブ、小学校と地域の団体、高等学校など

イ 活 動：自然体験、環境美化活動、ビオトープ整備、成果発表の実施など

(2) 市民参加の啓発活動

「環境を創る日立市民会議」などの団体や地球温暖化防止活動推進員、公募した市民、企業と協働で自然環境保全や啓発活動を実施した。

令和 3 年度(2021 年度)の活動

環境保全活動

事業名	実施日	場 所	参加者
小木津山自然公園 湿地の整備	11月20日(土)	小木津山自然公園	76名

啓発活動

事業名	実施日	場 所
緑のカーテン啓発	夏 季	市の公共施設
環境を考えるポスター展	令和3年12月7日(火)～ 令和4年1月7日(金)	十王支所(茨城県県北生涯学習センター)、南部図書館、多賀図書館、日立市役所

(3) ひたちこどもエコクラブ

子どもたちの環境への関心の芽を育てるため、環境を創る日立市民会議と協働で令和2年度(2020年)に創設した。当クラブでは、自然観察会、環境保全活動、環境に配慮した工場の見学、環境についての学習などの活動を、年間を通して行う。

令和 3 年度(2021 年度)の活動

事業名	実施日	場 所
開講式・プラスチックゴミに関する講座	6月26日(土)	日立市役所
海岸清掃・プラスチックゴミの観察	7月22日(木)	会瀬海水浴場
プラスチックゴミに関する講座・工作	12月19日(日)	日立市役所
再生可能エネルギーに関する講座・工作	3月27日(日)	日立市役所

※自然観察会と環境に関する企業の見学については、コロナ禍により中止。

2 公害防止協定・環境保全協定

公害防止協定は、地域の実状に応じて法律や条例の規制内容を補完するものとして、市と企業との間で直接協定を結ぶ2者協定や、企業と地域住民、地元自治体との間（市が地域住民との間に立会人として参与する）で結ぶ3者協定がある。現在、本市と締結している協定は、表1-1のとおりである。

表1-1 公害防止協定締結企業一覧
(1) 2者協定

締結年月日		企業名		締結年月日		企業名				
1	1988. 3. 11	(株)三代鉄工所	第一期	日立南工業団地	20	1994. 4. 1	ザ・パック(株)茨城工場	伊師工業団地		
2	1988. 3. 11	(株)タケムラ			21	1994. 4. 1	SMK(株)ひたち事業所			
3	1988. 3. 11	(有)心泉工業			22	1994. 4. 1	日立化成テクノサービス(株) 日立事業所 (伊師) (現:昭和電工マテリアルズ・テクノサー ビス日立事業所 (伊師))			
4	1988. 10. 17	大三工業(有)								
5	1988. 10. 17	末永鋼材(株)							23	1994. 4. 1
6	1988. 10. 17	(株)小針			第二期	日立南工業団地	24		1994. 4. 1	(株)日本化学研究所 茨城工場
7	1988. 10. 17	(株)創和工業					25		1994. 4. 1	(株)関根鉄工所
8	1988. 10. 17	(株)沢島製作所	26	1999. 7. 8			いばらきコープ生活協同 組合コープ十王センター			
9	1988. 10. 17	正栄産業(株)								
10	1988. 10. 17	(有)日立電機工業						27	1998. 2. 10	日立セメント(株) 日立工場
11	1988. 10. 17	新熱工業(株)	日立南工業団地	日立南工業団地			28	2015. 12. 1	東京ガス(株)日立 LNG 基地	
12	1988. 10. 17	アイケーディ(株)			29	2017. 3. 1	(株)常陸那珂ジェネレーション 常陸那珂共同火力発電所 (関係7自治体と共同締結)			
13	1988. 10. 17	(有)松島空調								
14	1991. 9. 1	メルセデス・ベンツ日本(株) 日立新車整備センター (現:エムビー・サービス日本(株) 日立新車整備センター)	本山小規模工業団地	本山小規模工業団地	30	2019. 4. 1	(株)JERA 常陸那珂火力発電所 (関係7自治体と共同締結) ※東京電力フュエル&パワー(株)(東京電力(株)より分社した企業)より事業承継したことに伴い再締結 ・1997. 9. 17 東京電力(株)と締結 ・2017. 3. 31 会社分社により、東京電力フュエル&パワーに変更			
15	1994. 3. 4	日立中央工業協同組合								
16	1994. 3. 4	(株)五来製作所								
17	1994. 3. 4	川井金属化工(株)								
18	1994. 3. 4	(株)千田塗工店								
19	1994. 3. 4	(有)カシムラ工業所								

(2) 3者協定

締結年月日		企業名	締結者
1	1970. 11. 24	J X金属(株)日立事業所	新町、加性、榎平地区公害防止協定連絡協議会
2	1971. 9. 30	日立マグネットワイヤ(株)	川尻漁業協同組合
3	1973. 11. 14	(株)日立パワーソリューションズ	川尻漁業協同組合
4	1978. 9. 22	日立セメント(株)	日立セメント公害対策協議会
5	1981. 3. 19	日立金属(株)茨城工場 (日高)	川尻漁業協同組合

また、ゴルフ場の農薬汚染については、ゴルフ場の事業活動による公害を未然に防止するとともに周辺地域の良好な環境を確保することを目的として、2ゴルフ場と表1-2のとおり環境保全協定を結んでいる。

表1-2 環境保全協定締結ゴルフ場一覧

締結年月日		ゴルフ場名
1	1991. 12. 12	日立ゴルフクラブ
2	2009. 7. 3	ザ・オーシャンゴルフクラブ

3 公害未然防止対策

(1) 日上市公害防止条例に基づく事前協議

日上市公害防止条例第16条の規定に基づき、大規模な工場・事業場の新增設等については、事前に事業計画・公害防止方法等に関し協議を行い、公害防止に係る必要な指導及び助言をするとともに、必要と認められたものについて、公害防止協定等を締結している。令和3年度(2021年度)は、工場新設等による事前協議書の提出は1件であった。

(2) 土地利用審査委員会

市内の土地利用の適正化を図り、環境の保全と土地の効率的な活用のために、一定規模(1,000m²)以上の土地利用計画について、関係課と審議を行っている。令和3年度(2021年度)は、7件の申請・届出があり、環境都市推進課では防音・排水・粉じん対策などについて協議した。

表1-3 用途地域別土地利用審査件数

用途地域	件数	用途地域	件数
第一種低層住居専用	1	近隣商業	0
第二種低層住居専用	0	商業	0
第一種中高層住居専用	3	準工業	0
第二種中高層住居専用	0	工業	1
第一種住居	2	工業専用	0
第二種住居	0	調整区域	0
準住居	0	区域外	0

(3) 日上市大規模小売店舗立地調整会議

大規模小売店舗立地法に基づく届出により、令和3年度(2021年度)の県から日上市への意見照会は3件であった。意見照会のあった場合、店舗周辺的生活環境保持の見地から騒音防止対策、夜間照明対策等を状況に応じ要請している。

(4) 岩石採取計画

採石法第 33 条の規定により採取計画の認可申請書が県に提出されると、県は日立市に対し、意見照会を実施している。その中で環境都市推進課は、水質汚濁防止、粉じん防止、騒音防止対策等を要請しており、令和 3 年度(2021 年度)の認可申請は 1 件であった。

(5) 土壌汚染対策法に基づく土地履歴調査

土壌汚染対策法第 4 条の規定により 3,000m²以上の土地の形質変更届出書が県に提出されると、県は日立市に対し申請された土地について、特定有害物質使用等の履歴照会を実施している。令和 3 年度(2021 年度)の照会件数は 12 件であった。

4 環境保全施設資金融資制度

茨城県では、県内の中小企業者（原則として 1 年以上継続して同一事業を営む事業者）に対し、環境保全施設、省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置等に要する資金融資の斡旋及び利子補給を行う制度を設けている。

表 1-4 融資制度のあらまし

融資対象事業	環境保全施設	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善
	地球温暖化対策	省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善
融資限度額 (環境保全施設の場合)	(1) 融資対象となる事業費の 80%以内 (2) 一つの貸付事業につき 2,500 万円を限度 但し、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は 5,000 万円	
融資利率	融資期間	利率 (カッコ内は保証付きの場合)
	5 年超～7 年以内	2.0% (1.5%)
	3 年超～5 年以内	1.9% (1.4%)
	3 年以内	1.8% (1.3%)
償還方法	元金均等償還 (1 年以内の据置可)	

備考：本融資制度は、茨城県県北県民センター環境・保安課等が相談窓口となっている。

令和 3 年度(2021 年度)の融資件数はなし。

5 公害に関する苦情

(1) 発生状況

令和 3 年度(2021 年度)に市に寄せられた公害苦情件数は、表 1-5 のとおりで、前年度より 22 件減少し 27 件であった。また、苦情件数の経年変化は、図 1-1 のとおりで、平成 17 年度(2005 年度)をピークに増減を繰り返しているが、ここ数年は減少の傾向にある。種類別では、大気汚染の苦情が最も多く、全体の苦情件数の 8 割を占めていた。苦情件数は、大気汚染・騒音の順に多く、月別では住民が窓等を開放する機会が増える夏や、気候の良い春や秋を中心に苦情が多発する傾向にある。

表 1-5 年度別苦情発生件数

年 度	典型 7 公害							その他	合 計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
2017	15	1	0	15	1	0	2	0	34
2018	18	0	0	3	1	0	0	0	22
2019	24	0	0	7	2	0	1	0	34
2020	37	0	0	8	1	0	2	1	49
2021	23	0	0	4	0	0	0	0	27

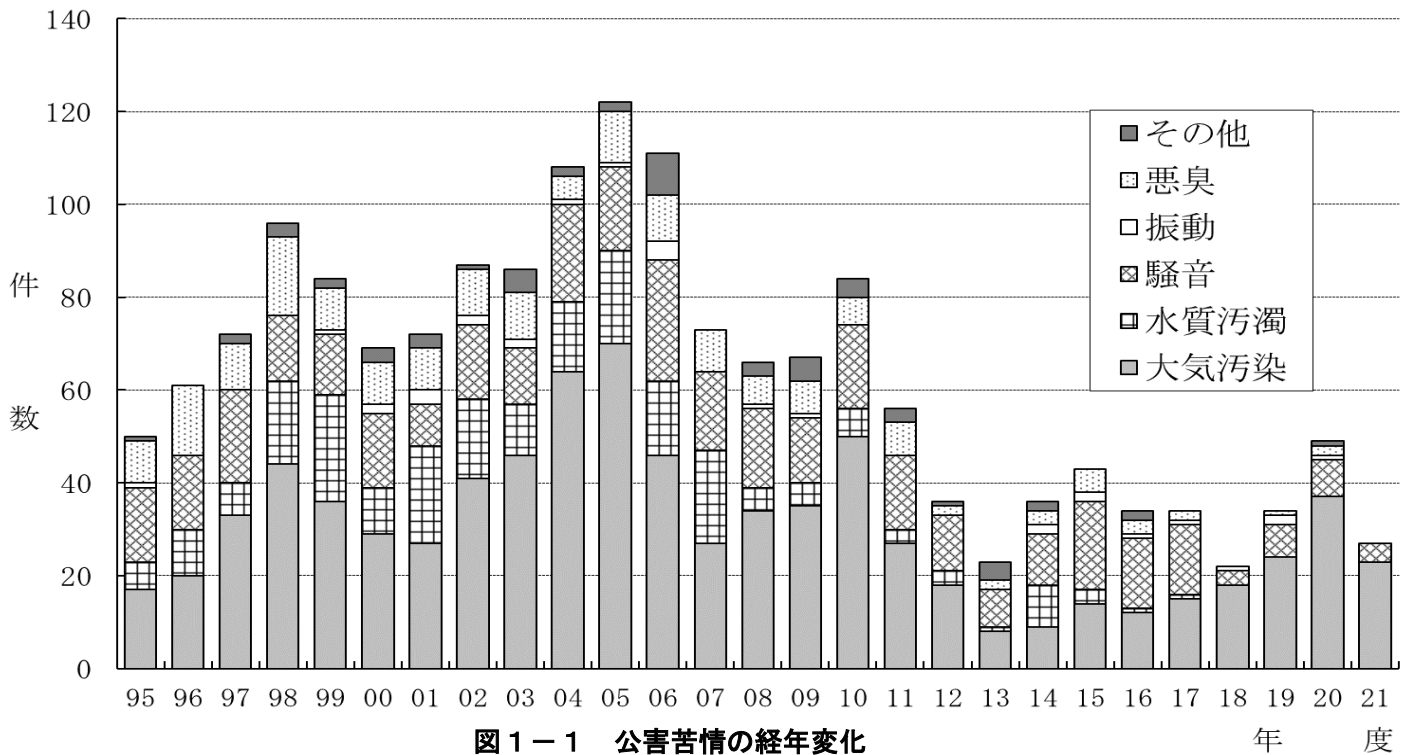


図 1-1 公害苦情の経年変化

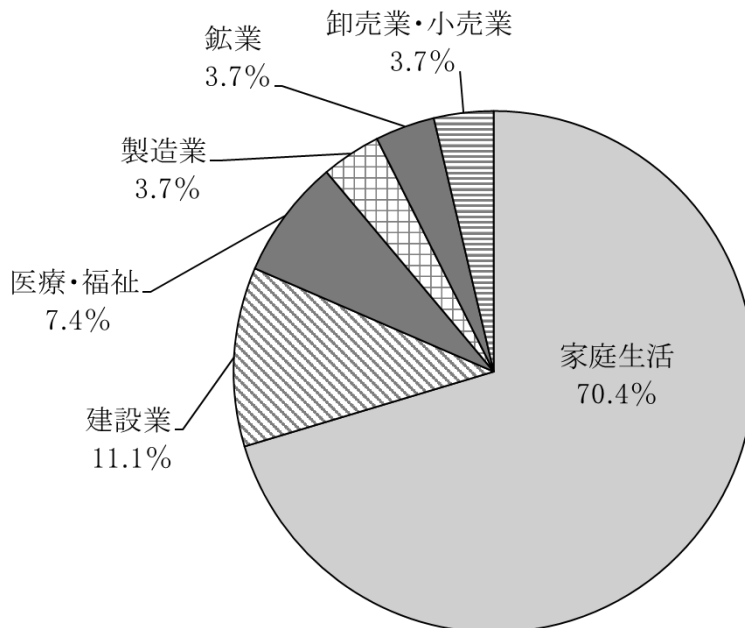


図 1-2 公害苦情の業種別発生率状況 (令和3年度)

表 1-6 公害苦情の種類と内容 (令和3年度)

種類	総数	苦情発生源の業種及び内容	
大気汚染	23件	【家庭生活】 【建設業】 【鉱業】 【製造業】	屋外焼却 (19) 屋外焼却 (2) 屋外焼却 (1) 機械稼働 (1)
水質汚濁	0件		
騒音	4件	【建設業】 【卸売業・小売業】 【医療・福祉】	作業音 (1) 作業音 (1) 設備機械音 (2)
振動	0件		
悪臭	0件		

(注) 1. 発生源の分類は、公害等調整委員会の公害苦情件数調査による。

(注) 2. ()内は、苦情件数を表す。

公害苦情の業種別発生率状況は、家庭生活が最も多く、次いで建設業、医療・福祉等であった(図1-2)。主な内容は、家庭生活や建設業などで発生した廃棄物の屋外焼却による大気汚染と、設備機械などからの騒音となっており、この2つで全苦情の約85%(23件)を占めていた。悪臭、振動及び水質汚濁の苦情はなかった(表1-6)。

また、用途地域別苦情件数は、表1-7のとおりで、住居系地域での発生件数が全発生件数の約4割を占め(41%)、その他、都市計画区域外(44%)、工業系地域(11%)、商業地域(4%)であった。

表 1-7 用途地域別苦情件数 (令和3年度)

用途地域	住居専用				第1種住居	第2種住居	準住居	合計
	第1種低層	第2種低層	第1種中高層	第2種中高層				
件数	1	1	5	0	1	3	0	
用途地域	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	調整	区域外	27
件数	0	1	2	1	0	0	12	

(2) 処理状況

令和3年度(2021年度)に取り扱った公害に関する苦情のうち、市の指導により当該年度中に解決した苦情は26件で、取扱件数27件に占める割合は、約96%であった。

処理内容の状況は、表1-8のとおりである。処理内容は、「作業廃止・行為の中止」が22件と最も多くなっている。

また、土地所有者が不明な空き地等に雑草が繁茂して住民が困っている場合に、市が住民に代わって所有者を調査し、土地の適正管理への協力要請を行っており、75件の依頼があった。

なお、前述の公害苦情相談のほかに、環境に関する依頼や要望等の相談が31件寄せられた。

表1-8 処理内容別苦情処理件数 (令和3年度)

処理内容		苦情の種類								合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他	
直接処理 (解決)	工場・事務所の移転									-
	機械・施設の移転									-
	機械・施設の改善									-
	故障の修理・復旧									-
	作業方法・使用方法の改善	1			1					2
	作業時間の変更・短縮									-
	作業廃止・行為の中止	22								22
	原因物質の除去等									-
	被害者宅等への防止対策									-
	市の措置・説明に納得									-
	その他				2					2
	小計	23	-	-	3	-	-	-	-	26
他の機関へ移送(警察等)										-
翌年度へ繰り越し					1					1
合計		23	-	-	4	-	-	-	-	27

第3次日立市環境基本計画

計画の趣旨

環境基本計画は、安全で快適な環境を守り、創り、育て、これを次世代に引き継いでいくために、市民を中心に市民団体、事業者及び市の総意による望ましい日立市の将来像や環境目標を示すとともに、そこに至る基本的な道筋を明らかにするものです。

計画の役割

本市の環境行政の基本的な考え方と施策の基本的な方向性を示すもので、市における環境に関連する各種の施策は、本計画に基づいて策定、実施されます。また、市民、市民団体、事業者、及び市の各主体が行う各種の社会経済活動において環境に配慮すべき事項を示します。

計画の期間

日立市総合計画・基本計画との整合に配慮し、平成30年度(2018年度)を初年度とした5年間を計画の期間とします。

計画の担い手

本計画の担い手は、市民、事業者、環境を創る日立市民会議(市民団体)及び市です。

- ① 市民は、本計画に示した環境配慮事項を尊重し、環境の保全と創造に主体的に取り組み、市の環境施策の推進に積極的に参加・協力します。
- ② 事業者は、環境関連法規等に従うとともに本計画に示した環境配慮事項を尊重し、自主的に環境汚染の防止や地域環境の保全に努めるとともに、地域の一員として市の環境施策の推進に積極的に取り組みます。
- ③ 市は、市民、市民団体や事業者と連携・協働して、本計画を推進し、環境の保全と創造に努めるとともに、市自らも事業者として率先して環境に配慮した取り組みを行います。
- ④ 環境を創る日立市民会議は、環境保全活動や地球温暖化対策などに取り組み、市の環境施策の推進をリードすることに努めます。



市民、事業者及び市が協力して策定した
「第3次日立市環境基本計画」